

## 長崎県危険な外来生物対策協議会設置要領

### 【目的】

第1条 本県での、危険な外来生物による生態系及び人の生命・身体への被害発生が危惧されることから、生態系及び県民の安全を守るため、関係機関が連携し迅速・的確に対応することを目的に、「長崎県危険な外来生物対策協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

### 【協議事項】

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について情報交換、意見交換等を行うものとする。

- (1) 危険な外来生物の生息状況に関すること。
- (2) 危険な外来生物の防除、駆除に関すること。
- (3) 危険な外来生物の生息確認時や被害発生時の対応策に関すること。

### 【組織等】

第3条 協議会は、別紙関係機関で組織する。

- 2 座長は長崎県環境部自然環境課長が務める。
- 3 必要に応じ、長崎県環境部自然環境課長が指名する者が座長を務めることができる。

### 【会議】

第4条 協議会は、必要に応じて開催する。

- 2 必要に応じ、協議会の構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### 【事務局】

第5条 協議会の事務局は、長崎県環境部自然環境課に置く。

附則 この要領は、平成21年 2月 2日から施行する。

附則 この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附則 この要領は、平成22年10月 7日から施行する。

附則 この要領は、平成28年 8月19日から施行する。

## 長崎県危険な外来生物対策協議会構成機関

所属	担当機関(部局)	担当課
財務省	長崎税関	総務課
厚生労働省	福岡検疫所長崎検疫所支所	
農林水産省	門司植物防疫所福岡支所長崎出張所	
環境省	九州地方環境事務所	野生生物課
長崎県	総務部	学事振興課
		管財課
	文化観光国際部	観光振興課
	環境部	自然環境課
	福祉保健部	福祉保健課
		薬務行政室
	水産部	漁港漁場課
	土木部	道路維持課
		港湾課
	教育庁	体育保健課
	島原振興局	総務課
	県北振興局	総務課
	五島振興局	総務課
壱岐振興局	総務課	
対馬振興局	総務課	